

社会福祉法人 老後を幸せにする会 行動計画

仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和 2年 9月 1日～令和 5年 3月31日まで間

2 内容

育児休業期間中の代替要員の確保

<対策>

- 令和 2年 9月 ～ 部署毎に現状の把握
- 随時 産休予定者発生の際の代替要員の確保の為に採用活動

出産予定者に両立支援制度の内容を説明するとともに、休業から復職までの必要書類（育児休暇申請書など）を配布する。

<対策>

- 令和 2年 9月～ 情報提供時期、回数等を見直す。
- 令和 3年 1月～ 情報提供の実施